

## かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次） 素案について

令和4年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第5次）（令和4年度～令和6年度）（以下「第5次指針」という。）の期間が令和7年3月に満了するため、令和7年度を初年度とする次期指針について、「神奈川県食の安全・安心審議会」の意見を聴くため、素案を作成した。

### 1 改定指針素案の概要

#### (1) 改定の趣旨

第5次指針で推進してきた全庁的な取組を基本としつつ、機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度に対応した内容を盛り込み、更なる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品事業者に対する信頼の向上を目指す指針とする。

#### (2) 指針の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

#### (3) 指針の性格

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」第8条に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものである。

#### (4) 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向<本指針の目指す姿>

食の安全・安心の確保を実現するための総合的かつ中期的な目標を「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」及び「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」とし、この目標を達成するため、第5次指針から引き続き10の施策の方向に沿った取組を実施する。

### 2 改定のポイント

#### (1) 変更点

ア 第6次指針の設定期間について、第5次指針で示した10の施策の方向は第2次指針から同一であり必要な施策は整理されていること、指針に基づく取組の期間を長く確保することで、より効果的な検証ができると考えられることから、3年から5年に変更した。

イ 新たに義務化された機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度について、届出者等への指導を追加した。

#### (2) 重点的取組事項について

ア 引き続き「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」について、重点的に取り組む（第5次指針から継続）。

イ 第5次指針で重点的取組と位置付けていた「食品表示の適正の確保を推進する取組」について、食品表示法の創設から一定期間が経過し、制度も定着してきたことから、10の施策の中で取り組む。

### 3 今後のスケジュール

令和6年11月 食の安全・安心審議会に諮問  
12月 厚生常任委員会に指針素案報告  
改定指針素案に対するパブリック・コメントを実施  
令和7年2月 食の安全・安心審議会から答申  
3月 厚生常任委員会に改定指針案を報告  
食の安全・安心推進会議で策定  
4月 施行